平 成 ２ ５ 年 流 山 市 議 会 第 ２ 回 定 例 会 議 案

６ 月 １ ３ 日 招 集
流 山 市

目　　次

４８　平成２５年度流山市一般会計補正予算（第２号）
４９　平成２５年度流山市一般会計補正予算（第３号）
５０　流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
５１　流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
５２　流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
５３　流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について
５４　市道路線の認定について
５５　区域を越える野田市道路線の廃止に関する承諾について

６　継続費繰越計算書について（一般会計）
７　繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
８　事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
９　繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
１０　事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
１１　繰越明許費繰越計算書について（公共下水道特別会計）
１２　事故繰越し繰越計算書について（公共下水道特別会計）
１３　繰越計算書について（水道事業会計）
１４　専決処分の報告について
１５　専決処分の報告について

議案第　５０　号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市平和台福祉会館の位置の表示を修正するためである。

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和５２年流山市条例第２１号）を次のように改正する。

第３条の表流山市平和台福祉会館の項位置の欄中「流山市平和台５丁目４５番地の３」を「流山市平和台５丁目４５番地の３４」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　５１　号

流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　本施設の管理の実態に合わせ、条文を整理するためである。

流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例（昭和６２年流山市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第８条を削り、第９条を第８条とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　５２　号

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市民会館及び流山市中央公民館の駐車場に係る使用料を無料とするほか、条文の整備を行うためである。

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和４４年流山市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項第２号中「北部公民館」を「中央公民館、北部公民館」に改める。

別表のうち４　駐車場使用料・利用料金（市民会館・中央公民館）の表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。ただし、第２０条第１項第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成２５年１０月１日以後の市民会館等の駐車場の使用について適用し、同日前の市民会館等の駐車場の使用については、なお従前の例による。

議案第　５３　号

流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について

流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　流山市運河駅施設整備基金を廃止するためである。

流山市運河駅施設整備基金条例を廃止する条例

流山市運河駅施設整備基金条例(平成１７年流山市条例第３６号)は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第　５４　号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

整理番号	路線番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	１６０３４	青田区画３４号線	青田７９番６１	
			同所同　番５３	
２	５５０２９	平和台区画２９号線	平和台５丁目４０６番１	
			同　　所７３０番１	
３	５５０３０	平和台区画３０号線	平和台５丁目４０３番２２	
			同　　所４０６番３	
４	５５０３１	平和台区画３１号線	平和台５丁目４０６番７	
			同　　所４０３番１２	
５	８４０７８	向小金区画７８号線	向小金２丁目１９８番６	
			同　　所１９７番３	
６	３０４	木区画４号補助幹線	木字下谷２３３番２	
			流山字己ノ起２５２５番２	
７	３０５	木区画５号補助幹線	木字下谷４３０番６	
			流山字己ノ起２５３４番	
８	８００３４	木区画３４号線	流山字己ノ起２５７４番１	
			木字堀向２９０番	
９	８００３５	木区画３５号線	木字堀向２９２番	
			同　　所３０６番１	
１０	８００３６	木区画３６号線	木字堀向３０６番２	
			同　　所３０１番	
１１	８００３７	木区画３７号線	流山字己ノ起２５６８番２	
			同　　所２５７４番３	
１２	８００３８	木区画３８号線	木字堀向３１０番	
			同　　所同　　番	
１３	８０５０１	木１号歩行者専用道路	流山字己ノ起２５６５番	
			木字堀向２８３番３	
１４	８０５０２	木２号歩行者専用道路	木字堀向３０７番	
			同　　所同　　番	
１５	６６０６８	西平井区画６８号線	西平井字廣田１１７６番１	
			西平井字槐戸７９７番２	

１６	６６０６９	西平井区画６９号線	西平井字四斗蒔５８６番１	
			西平井字廣田１１７７番	
１７	６６０７０	西平井区画７０号線	西平井字下塚田８２８番３	
			同　　所８２３番	
１８	６６０７１	西平井区画７１号線	西平井字槐戸７８８番１	
			西平井字向地１３５３番１	
１９	６６０７２	西平井区画７２号線	西平井字槐戸７８３番	
			西平井字廣田１１７２番６	
２０	６６０７３	西平井区画７３号線	西平井字町田７１９番	
			同　　所７３０番	
２１	６６０７４	西平井区画７４号線	西平井字槐戸８０９番	
			同　　所７７６番	
２２	６６５０１	西平井１号自転車歩行者専用道路	西平井字根郷前１３５６番２	
			西平井字前谷津１４６２番	

市道路線認定図

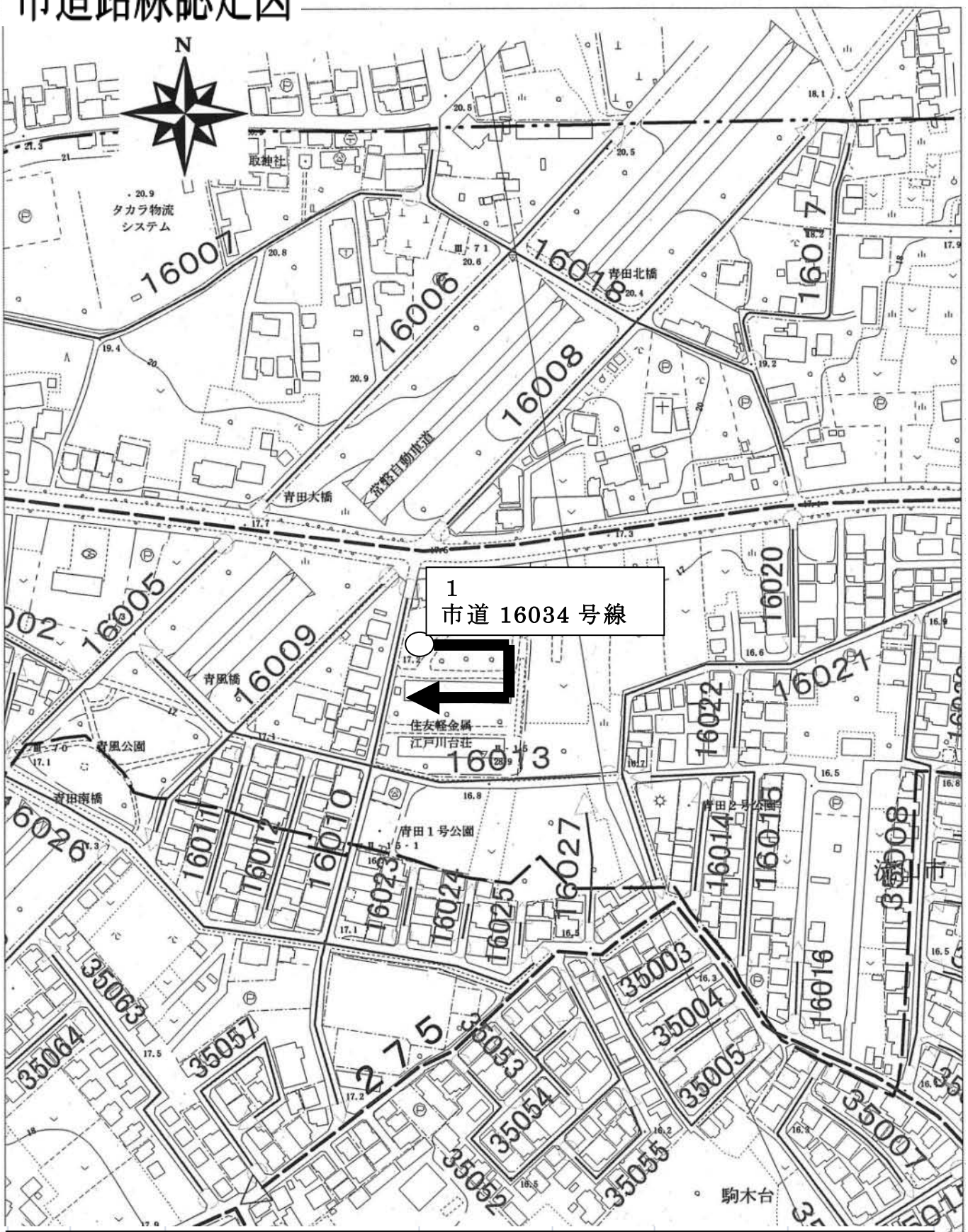

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
1	16034	青田区画３４号線	153.72m	— m	153.72m	6.00～6.00m

市道路線認定図

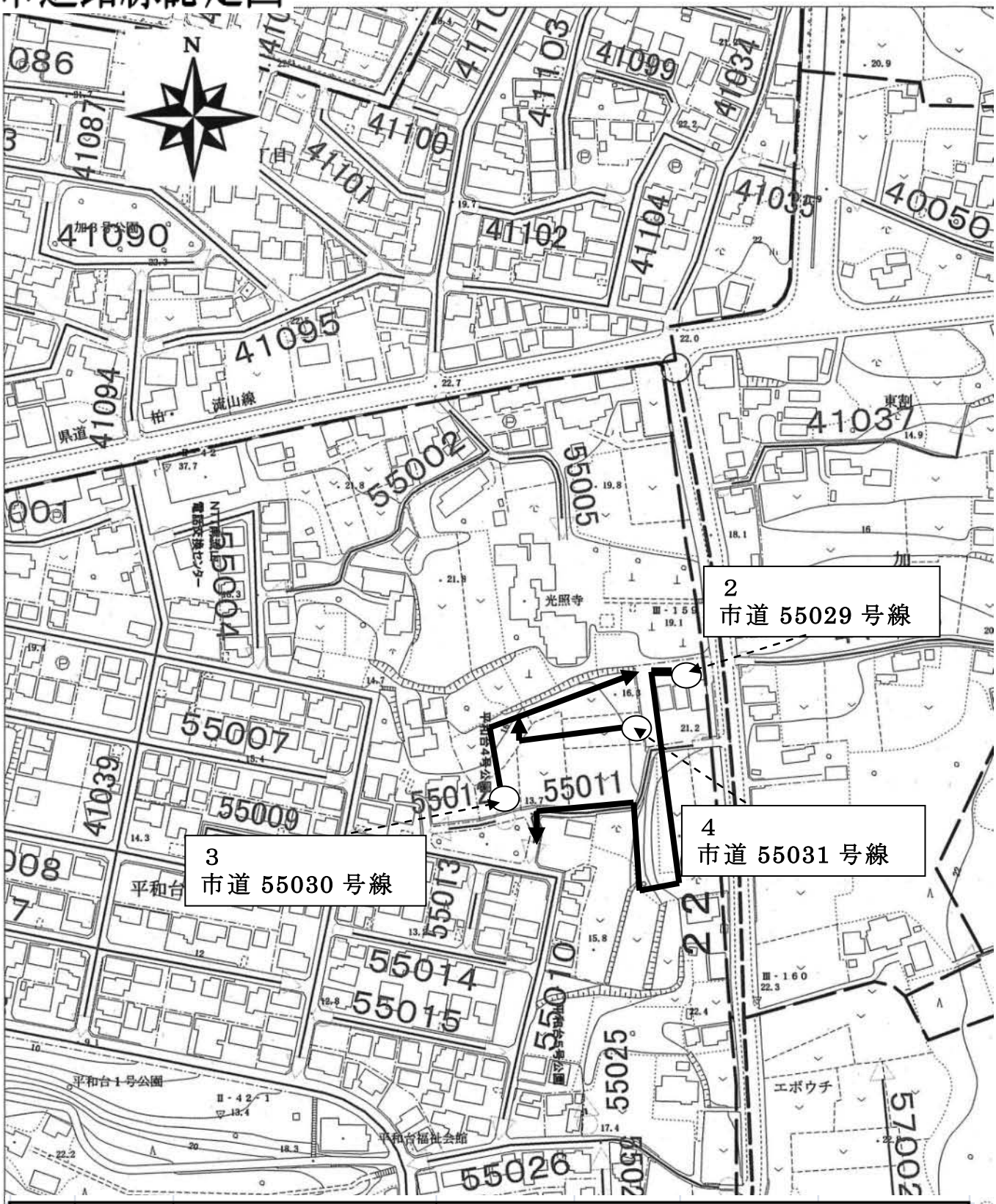

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
2	55029	平和台区画２９号線	237.60m	— m	237.60m	5.00～6.00m
3	55030	平和台区画３０号線	119.26m	— m	119.26m	6.00～6.01m
4	55031	平和台区画３１号線	72.97m	— m	72.97m	5.00～5.00m

市道路線認定図

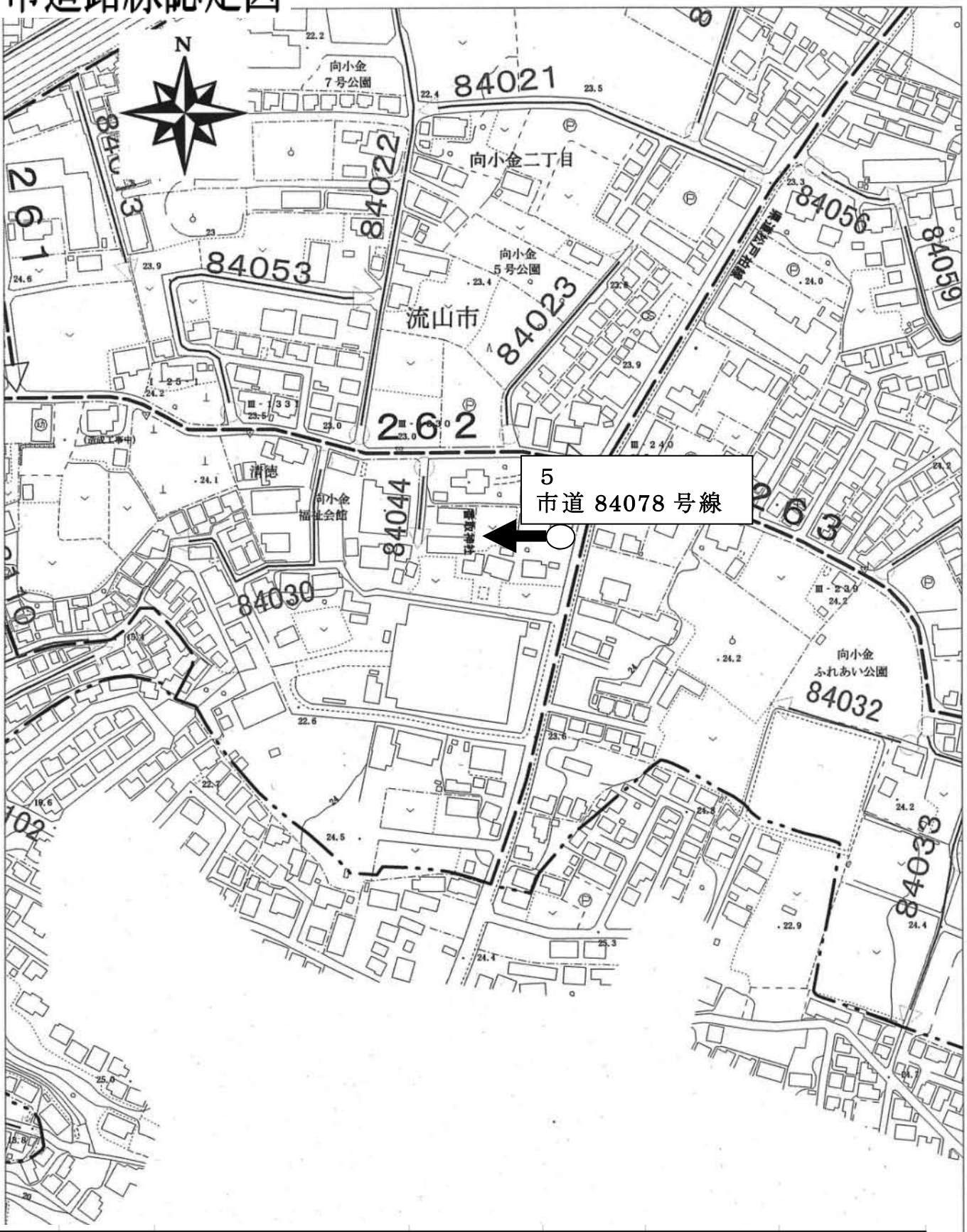

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
5	84078	向小金区画７８号線	33.81m	— m	33.81m	5.00～9.26m

市道路線認定図

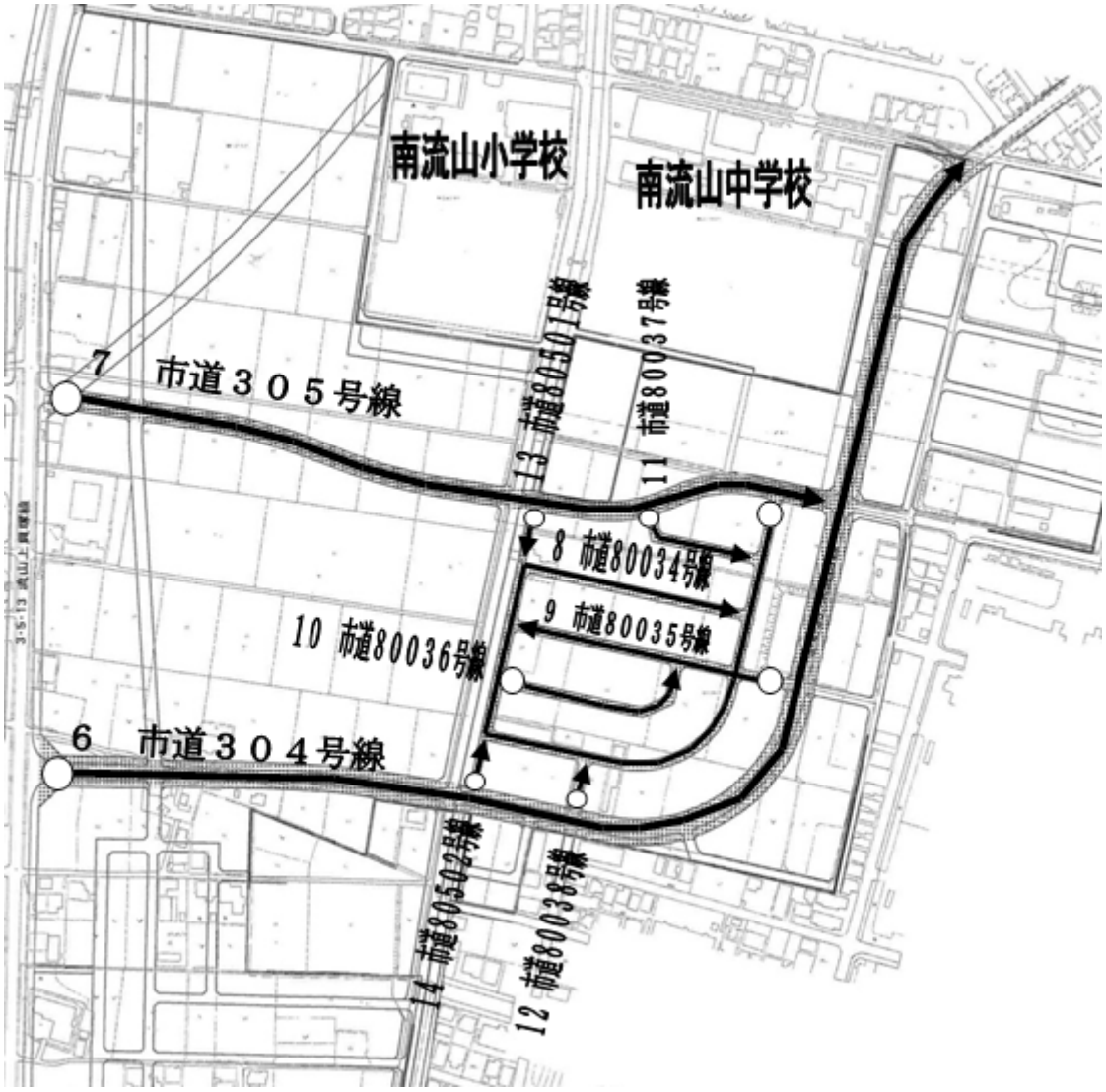

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
6	304	木区画４号補助幹線	869.32m	— m	869.32m	16.00～19.00m
7	305	木区画５号補助幹線	496.72m	— m	496.72m	12.00～12.00m
8	80034	木区画３４号線	542.34m	— m	542.34m	6.00～6.00m
9	80035	木区画３５号線	172.40m	6.1 m	166.40m	6.00～6.00m
10	80036	木区画３６号線	128.61m	— m	128.61m	6.00～6.00m
11	80037	木区画３７号線	77.76m	— m	77.76m	6.00～6.00m
12	80038	木区画３８号線	30.00m	— m	30.00m	6.00～6.00m
13	80501	木１号歩行者専用道路	31.88m	— m	31.88m	4.00～4.00m
14	80502	木２号歩行者専用道路	30.04m	— m	30.04m	4.00～4.00m

市道路線認定図

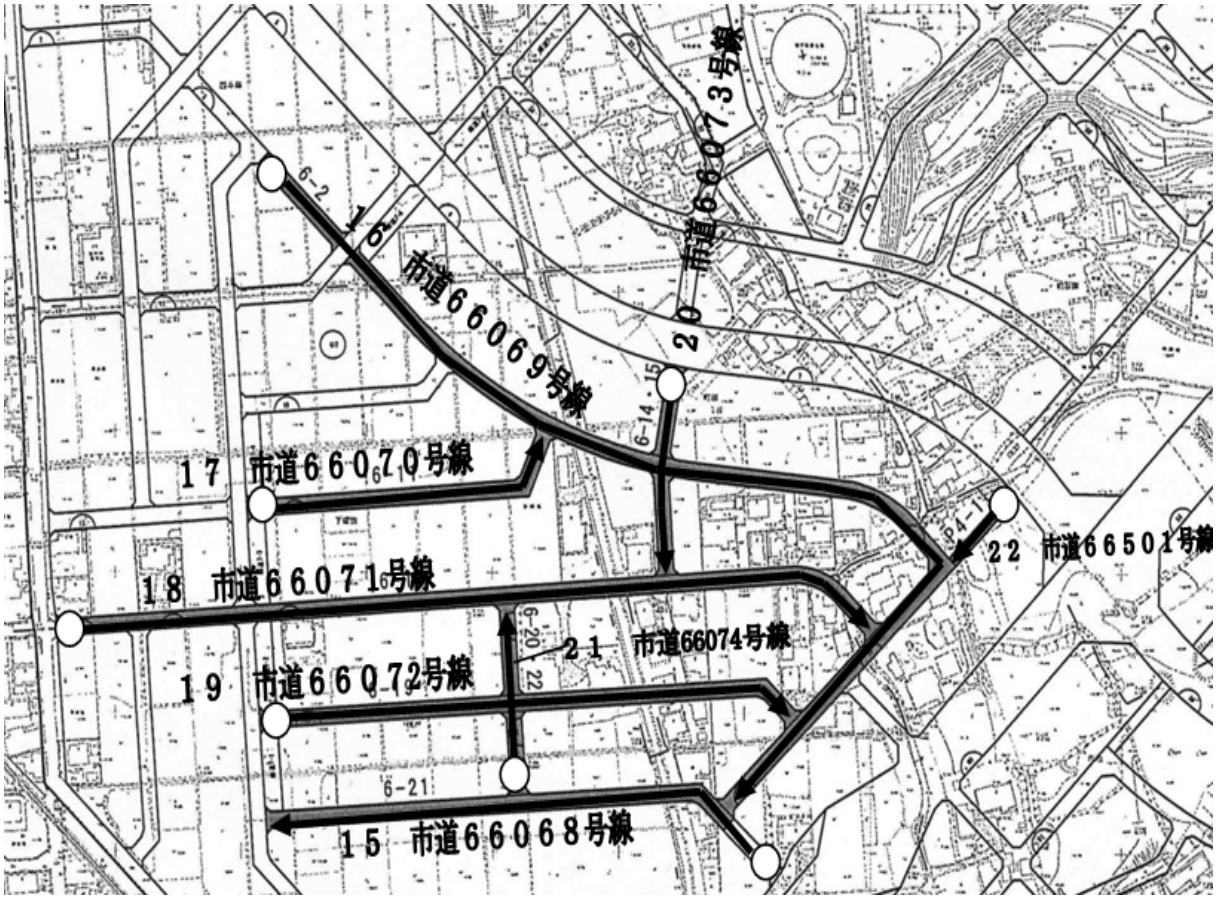

整理番号	路線番号	路線名	参考事項（図上測定）			
			総延長	重用延長	実延長	幅員
15	66068	西平井区画６８号線	188.93m	— m	188.93m	6.00～6.01m
16	66069	西平井区画６９号線	438.74m	— m	438.74m	6.00～6.02m
17	66070	西平井区画７０号線	132.00m	— m	132.00m	6.00～6.01m
18	66071	西平井区画７１号線	332.98m	— m	332.98m	6.00～6.03m
19	66072	西平井区画７２号線	217.70m	— m	217.70m	6.00～6.02m
20	66073	西平井区画７３号線	68.93m	6.1 m	62.83m	6.00～6.00m
21	66074	西平井区画７４号線	62.68m	6.0 m	56.68m	6.00～6.00m
22	66501	西平井１号自転車歩行者専用道路	34.32m	— m	34.32m	4.00～4.00m

議案第　５５　号

区域を越える野田市道路線の廃止に関する承諾について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する第８条第３項の規定により、野田市長から別紙のとおり路線の廃止に関する協議がなされたので、これを承諾する。

平成２５年６月１３日提出

流山市長　　井　崎　義　治

提案理由　野田市長から協議のあった区域を越える野田市道路線の認定及び廃止について平成２４年第３回定例会での議決を経て承諾したところであるが、その後、当該廃止に係る路線のうち、流山市域の部分を流山市道路線として認定することとなり、改めて野田市長から協議のあった区域を越える野田市道路線の廃止について、承諾するためである。

承諾を求める協議があった廃止路線

1　道路の名称

野田市道南部５３０７３号線

2　区域外の道路の位置

流山市大字東深井字赤土４２３番から流山市大字東深井字赤土４０９番９まで

3　延長

２５８．８メートル

4　幅員

最小３．０メートル、最大２３．０メートル

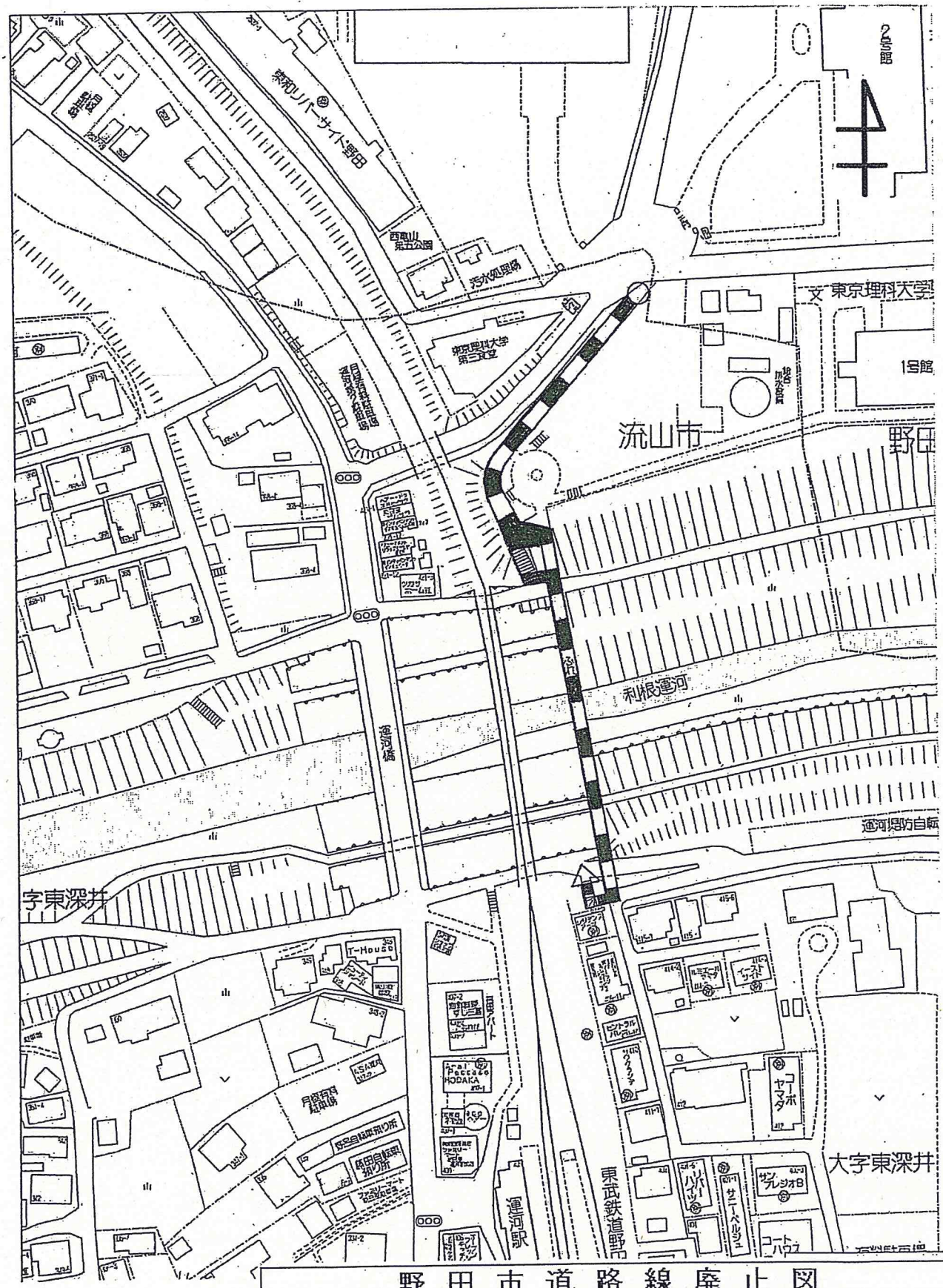

野田市道路線廃止図	
路線名	区域外の道路の位置
野田市道南部53073号線	流山市大字東深井字赤土423番から流山市大字東深井字赤土409番9まで

報告第　６　号

継続費繰越計算書について

平成２４年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成２４年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	4 都市計画費	市民総合体育館建替事業	4,312,600,000	250,000,000		250,000,000		250,000,000	250,000,000		国庫支出金 100,000,000	市債 150,000,000	
9 消防費	1 消防費	南消防署建設事業	556,741,000	172,034,000		172,034,000	62,160,000	109,874,000	109,874,000	70,374,000		市債 39,500,000	
合計			4,869,341,000	422,034,000		422,034,000	62,160,000	359,874,000	359,874,000	70,374,000	100,000,000	189,500,000	

報告第　７　号

繰越明許費繰越計算書について

平成２４年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	新市街地地区多目的広場用地取得事業	632,520,000	632,520,000		国庫支出金 504,000,000	市債 128,500,000	20,000
		流山おおたかの森駅前市有地活用事業	10,080,000	10,080,000				10,080,000
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館耐震補強事業	7,733,000	7,733,000		国庫支出金 5,670,000	市債 2,000,000	63,000
	2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	153,670,000	153,639,000	健康福祉基金繰入金 15,000,000	県支出金 136,568,000		2,071,000
8 土木費	1 土木管理費	耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業	14,000,000	14,000,000		国庫支出金 11,200,000		2,800,000
		地震ハザードマップ改正版作成事業	3,255,000	3,255,000		国庫支出金 2,603,000		652,000
	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	110,963,000	110,962,700		国庫支出金 37,983,000		72,979,700
		区画道路改良事業	16,518,000	16,518,000				16,518,000
	3 河川費	上富士川上流排水整備事業	713,000	713,000				713,000
		雨水排水施設整備事業	20,790,000	20,790,000				20,790,000

	4　都市計画費	運河駅東口周辺市街地整備事業	63,309,000	59,946,440		国庫支出金 11,460,000	市債 23,400,000	25,086,440
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業	147,250,000	116,276,685			市債 107,400,000	8,876,685
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	32,850,000	32,200,414				32,200,414
		木地区一体型特定土地区画整理国費対象市負担事業	66,200,000	41,377,850			市債 38,900,000	2,477,850
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担事業	100,000	100,000				100,000
		西平井・鰭ヶ崎地区公園施設新設事業	390,394,000	390,394,000		国庫支出金 127,000,000	市債 263,300,000	94,000
9　消防費	1　消防費	消防団機械器具置場用地購入事業	20,000,000	20,000,000				20,000,000
		防火水槽整備事業	28,760,000	28,760,000		国庫支出金 21,280,000	市債 7,400,000	80,000
		防災行政デジタル無線（ＭＣＡ無線）整備事業	24,450,000	24,450,000		国庫支出金 18,560,000	市債 5,800,000	90,000
		防災行政無線戸別受信機整備事業	16,116,000	16,116,000		国庫支出金 12,160,000		3,956,000
		新市街地地区小中学校併設校防災拠点整備事業	11,900,000	11,900,000		国庫支出金 9,408,000	市債 2,400,000	92,000
		災害用井戸設置事業	2,476,000	2,476,000		国庫支出金 1,920,000	市債 400,000	156,000

10　教育費	2　小学校費	小学校大規模改造事業	183,080,000	183,080,000		国庫支出金 130,457,000	市債 52,500,000	123,000
		新市街地地区小学校用地取得事業	1,033,340,000	1,033,340,000		国庫支出金 826,400,000	市債 206,900,000	40,000
	3　中学校費	学校建物ユニバーサルデザイン化事業	99,910,000	99,910,000		国庫支出金 60,241,000	市債 39,600,000	69,000
		中学校武道場建設事業	154,675,000	154,675,000		国庫支出金 89,958,000	市債 64,600,000	117,000
		新市街地地区中学校用地取得事業	1,033,340,000	1,033,340,000		国庫支出金 826,400,000	市債 206,900,000	40,000
	5　社会教育費	中央図書館及び博物館改修事業	74,929,000	74,929,000		国庫支出金 22,224,000	市債 52,600,000	105,000
		新市街地地区（仮称）おおたかの森センター整備事業	166,040,000	166,040,000		国庫支出金 132,720,000	市債 33,200,000	120,000
合　　計			4,519,361,000	4,459,522,089	15,000,000	2,988,212,000	1,235,800,000	220,510,089

報告第　８　号

事故繰越し繰越計算書について

平成２４年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定において準用する同令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	交通安全施設整備事業	36,583,680	32,116,630	4,467,050		4,467,050				4,467,050	施行区域において、公共下水道地区外からの接続要望があり、この調整に時間を要したこと及び工事施工に伴い用地を借用する必要があり、この用地交渉に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	274,314,000	212,660,000	61,654,000		61,654,000	健康福祉基金繰入金 6,000,000	県支出金 54,804,000		850,000	おおたかの森ナーサリースクール園舎増築工事に当たり、着工後に周辺住民から要望があったため、施工時間と作業の曜日を当初の予定よりも制限することとなり、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
8 土木費	4 都市計画費	運河駅東口周辺市街地整備事業	140,759,012	69,389,665	71,369,347		71,369,347				71,369,347	共有地の地権者が死亡し、新たに相続人が発生するなど、用地交渉が難航していること、関係機関との協議に時間を要したこと及び先行工事（駅舎・自由通路）との工程調整に不測の時間を要し、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
合計			451,656,692	314,166,295	137,490,397		137,490,397	6,000,000	54,804,000		76,686,397	

報告第　９　号

繰越明許費繰越計算書について

平成２４年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業（実施設計等業務委託）	51,510,000	51,509,500	45,009,500		市債 6,500,000	
		土地区画整理事業（盛土等工事及び道路築造工事）	327,261,000	327,261,000	124,761,000		市債 202,500,000	
		土地区画整理事業（道路築造工事）	75,000,000	75,000,000		国庫支出金 27,500,000	市債 47,500,000	
		土地区画整理事業（施行者負担金）	35,328,000	28,566,290	1,766,290		市債 26,800,000	
		土地区画整理事業（家屋移転補償）	45,075,000	43,041,700	4,016,700	国庫支出金 8,325,000	市債 30,700,000	
合計			534,174,000	525,378,490	175,553,490	35,825,000	314,000,000	

報告第　１０　号

事故繰越し繰越計算書について

平成２４年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定において準用する同令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	土地区画整理事業（損失補償（電柱移設））	2,953,100		2,953,100		2,953,100	2,953,100				電柱移設に伴い、ＮＴＴがケーブルの移設を行うため、切替えの承諾の必要な回線の使用者へ交渉を行ったが、切替日の日程調整が難航し、年度内の完成が困難となったため、事故繰越しするもの
合計			2,953,100		2,953,100		2,953,100	2,953,100				

報告第　１１　号

繰越明許費繰越計算書について

平成２４年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
			円	円	円	円	円	円
2 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	75,587,000	75,587,000	24,587,000	国庫支出金 25,500,000	市債 25,500,000	
		手賀沼流域関連公共下水道整備事業	77,430,000	77,430,000	7,430,000	国庫支出金 30,000,000	市債 40,000,000	
		地区内汚水整備事業	24,000,000	24,000,000			市債 24,000,000	
		西平井・鰭ヶ崎地区汚水整備事業	10,080,000	5,139,000			施行者負担金 5,139,000	
		地区内雨水整備事業	32,000,000	30,180,000			施行者負担金 6,180,000 市債 24,000,000	
		新東谷調整池整備事業	8,813,000	6,884,300	6,884,300			
		野々下１号雨水幹線整備事業	6,923,000	6,923,000	6,923,000			
合計			234,833,000	226,143,300	45,824,300	55,500,000	124,819,000 市債 113,500,000 施行者負担金 11,319,000	

報告第　１２　号

事故繰越し繰越計算書について

平成２４年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５０条第３項の規定において準用する同令第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	23,365,950	1,853,000	21,512,950		21,512,950	21,512,950				向小金地区のＪＲ常磐線軌道下に設置する公共下水道管きょ（汚水・雨水）の実施設計委託を鉄道事業者に施行委託している。このうち雨水幹線管きょ設計で行った軌道内ボーリング探査の結果、支障物が確認され、工法検討に不測の日数を要し、年度内の業務完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
		手賀沼流域関連公共下水道整備事業	20,139,000	6,720,000	13,419,000		13,419,000	13,419,000				柏第１汚水枝線工事において、工事箇所を掘削したところ、既設ガス管の位置が台帳の位置と相違があり、移動等の協議に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
		向小金雨水幹線整備事業	28,793,250	6,807,250	21,986,000		21,986,000	21,986,000				向小金地区のＪＲ常磐線軌道下に設置する公共下水道管きょ（汚水・雨水）の実施設計委託を鉄道事業者に施行委託している。このうち雨水幹線管きょ設計で行った軌道内ボーリング探査の結果、支障物が確認され、工法検討に不測の日数を要し、年度内の業務完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
合計			72,298,200	15,380,250	56,917,950		56,917,950	56,917,950				

報告第　１３　号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、平成２４年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

平成２４年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
1 資本的支出	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	新市街地地区配水管拡張工事（Ｈ２４－１工区）	円 57,540,000	円	円 57,540,000	円	円 9,100,000	円 48,440,000	円	円	区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事などの先行工事が遅延したことにより、本工事の年度内完成が困難となったことから、繰り越すもの
		新市街地地区配水管拡張工事（Ｈ２４－４工区）	51,765,000		51,765,000			51,765,000			区画整理事業施行者である都市再生機構発注の造成工事などの先行工事が遅延したことにより、本工事の年度内完成が困難となったことから、繰り越すもの
合計			109,305,000		109,305,000		9,100,000	100,205,000			

報告第　１４　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　市道の側溝の管理瑕疵による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月１４日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	市道の側溝の上を相手方の自動車が走行した際に側溝の蓋が破損したことにより生じた当該自動車の物損事故
２	事故発生年月日	平成２４年１２月１１日
３	事故発生場所	流山市平和台３丁目４番１地先
４	事故の相手方	流山市○○○○○○○○○○　○○○○○○○○○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月１４日
７	和解の要旨	相手方の損害額５０，１４８円のうち、１５，０４４円を市が負担する。
８	損害賠償額	１５，０４４円

報告第　１５　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２５年６月１３日報告

流山市長　　井　崎　義　治

報告理由　南流山駅南口の自転車駐車場内にある市有の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方１０名の車両を破損したことによる物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	流山市○○○○○○○○○ ○○　○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１０，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○　○○○○○ ○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１９，５００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○○○○○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１３，７５５円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	流山市○○○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１０，５００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	流山市○○○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１５，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	流山市○○○○○○○○○○○○ ○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１８，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○○○○○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	２１，１００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１８，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１４，０００円

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２５年５月２１日

流山市長　　井　崎　義　治

記

１	事故名	南流山駅南口の自転車駐車場内の建物（放置自転車対策係員詰所）が突風により吹き飛び、駐車してあった相手方車両を破損したことによる物損事故
２	事故発生年月日	平成２５年３月１０日
３	事故発生場所	流山市南流山２丁目７番１地先
４	事故の相手方	千葉県松戸市○○○○○○○○○○○○　○○○○ ○○○○○○○○○○○○○ ○○　○○
５	解決方法	和解による。
６	和解成立年月日	平成２５年５月２１日
７	和解の要旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
８	損害賠償額	１０，０００円